

第 5 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4－25 ほか 1 課共同「「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 建築物

改 正 後	改 正 前
（防油堤） 2－3－17 <u>危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 11 条第 1 項第 15 号</u>	（防油堤） 2－3－17 <u>危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 11 条第 15 号</u>

二 化学工業に係る設備

改 正 後	改 正 前
（殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備） 2－13－6 (1) (2) <u>薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項</u> <u>同条第 2 項</u>	（殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備） 2－13－6 (1) (2) <u>薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条</u> <u>同条</u>